



日医発第1034号(健Ⅰ・健Ⅱ・地域・法安)
令和8年8月26日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
常任理事 江澤和彦
常任理事 濱口欣也
(公印省略)

子育て支援関係事業における医薬品の投与について

平素、本会各種事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、こども家庭庁より、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育
主管課等に対し「子育て支援関係事業における医薬品の投与について」事務連絡（別添）
を発出した旨、本会あて連絡がありました。

本年4月には「学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネ
フィー®）の投与について」（日医発第261号）、「学校等におけるてんかん発作時のジア
ゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」（日医発第260号）としてご案内したところ
ですが、今般、これらの医薬品のほか、過去に学校等における職員等の投与に関して事務
連絡が発出されているてんかん坐薬、口腔用液（ブコラム®）、グルカゴン点鼻粉末剤（バ
クスミー®）、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）について、子育て支援関係事業にお
いても同様の取扱いであることを改めて周知したものとなっています。

つきましては、本件について貴会管下医師会へご周知くださいますよう、よろしくお願
い申し上げます。

(別添)

事務連絡

令和8年8月24日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市子育て短期支援事業主管課

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童育成支援拠点事業主管課 御中

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童自立生活援助事業主管課

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課

こども家庭庁成育局保育政策課

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

こども家庭庁成育局成育環境課

こども家庭庁支援局家庭福祉課

こども家庭庁支援局障害児支援課

子育て支援関係事業における医薬品の投与について

児童福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について」（令和8年4月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課、保育政策課認可外保育施設担当室、成育基盤企画課、成育環境課、支援局家庭福祉課、障害児支援課、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課、地域学習推進課、初等中等教育局幼児教育課事務連絡）及び「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」（令和8年4月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課、保育政策課認可外保育施設担当室、成育基盤企画課、成育環境課、支援局家庭福祉課、障害児支援課、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課、地域学習推進課、初等中等教育局幼児教育課事務連絡）において、家庭的保育事業等、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「子育て支援関係事業」という。）を利用している児童が、アナフィラキシーショック又はてんかん発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該現場に居合わせた職員がアドレナリン点鼻液（「ネフィー®」）又はジアゼパム点鼻液（「スピジア®」）を当該児童に代わって投与することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、当該事務連絡の記載に準拠して行われる場合には、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反するものではない旨を示したところです。

今般、これらの医薬品のほか、過去に学校等における職員等の投与に関して事務連絡が

発出されている下記 1 から 4 までの医薬品について、子育て支援関係事業においても同様の取扱いであることを改めて周知します。なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、下記 1 から 3 までの医薬品に係る取扱いについて過去に周知済みであるため、4 のアドレナリン自己注射薬（エピペン®）に係る取扱いについて改めて周知するものです。

ついては、本件について、管内の市区町村、関係機関及び学校・施設・事業者等に対して周知されるようお願いします。

記

1. てんかん坐薬

「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第 17 条の解釈について」（平成 29 年 8 月 22 日付け府子本第 683 号・29 生社教第 10 号・医政医発 0822 第 1 号・子保発 0822 第 1 号・子子発 0822 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）・文部科学省生涯学習政策局社会教育課長・厚生労働省医政局医事課長・子ども家庭局保育課長及び子育て支援課長通知）を準用し、適切な運用を行っていただくようお願いします。また、医薬品の詳細については製造販売業者のホームページをご覧ください。

2. 口腔用液（ブコラム®）

「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」（令和 4 年 7 月 19 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、初等中等教育局幼児教育課、健康教育・食育課、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、子ども家庭局総務課、保育課及び子育て支援課事務連絡）を準用し、適切な運用を行っていただくようお願いします。また、医薬品の詳細については製造販売業者のホームページ（<https://www.buccolam.jp/>）をご覧ください。

なお、0～6 ヶ月の乳児に対しては、子育て支援関係事業所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

3. グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）

「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）投与について」（令和 6 年 1 月 25 日付けこども家庭庁成育局成育基盤企画課、保育政策課、保育政策課認可外保育施設担当室、成育環境課、支援局障害児支援課、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、初等中等教育局幼児教育課及び健康教育・食育課事務連絡）

を準用し、適切な運用を行っていただくようにお願いします。また、医薬品の詳細については製造販売業者のホームページ (<https://globalregulatorypartners.co.jp/products/baqsimi-nasal-powder-patients/>) をご覧ください。

4. アドレナリン自己注射薬（エピペン®）

「児童養護施設等におけるアレルギー対応ガイドライン」（令和7年3月31日付けこ支家第157号）等を参考に、適切な運用を行っていただくようにお願いします。また、医薬品の詳細については製造販売業者のホームページ (<https://www.epipen.jp/>) をご覧ください。

【参考資料】

その他、以下の資料等も参照の上、対応をお願いします。

- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」（平成31年4月厚生労働省）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205_policies_hoiku_86.pdf

- ・「児童養護施設等におけるアレルギー対応ガイドライン」（令和7年3月こども家庭庁）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a23cc922-6f03-41a4-a39d-c7bdadaf7adf/7b034720/20250402_policies_shakaiteki-yougo_tsuuchi_95.pdf